

## 熊谷市ネーミングライツ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の施設等に対する命名権を付与することにより、愛称が命名された施設等の魅力及びサービス向上を図るとともに、新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成される団体
- (2) 命名権 市の施設等の愛称を命名する権利
- (3) ネーミングライツパートナー 市と契約を締結して命名権を付与された事業者をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 契約により、市長が事業者に命名権を付与し、その者からその対価（以下「命名権料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

### (基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、市の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業による愛称の決定後、市は、愛称を積極的に使用するものとする。ただし、条例、規則等に規定する施設等の名称については変更せず、必要に応じて愛称ではなく条例、規則等に規定する施設等の名称を使用することができる。

### (対象施設等)

第4条 ネーミングライツ事業の対象とする施設等は、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する施設の全部又はその一部、若しくは市が主催するイベント（市がネーミングライツ事業にふさわしくないと認めるものを除く。）とする。

- 2 対象施設等の選定に当たっては、前項の施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、

指定管理者と協議の上、選定するものとする。

(ネーミングライツ事業の種類)

第5条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定募集型 市が選定した施設等について事業者を募集するもの
- (2) 提案募集型 市が選定した施設等以外の施設等について事業者から提案を募集するもの

(愛称の範囲)

第6条 ネーミングライツ事業による愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (7) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- (8) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (9) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (10) その他施設等の愛称として適当でないと市長が認めるもの

(命名権の付与期間)

第7条 命名権を付与する期間は、3年以上5年以下の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、命名権を付与する期間を別に設定することができる。

(募集)

第8条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、次に定めるところにより、公募によるものとする。ただし、市長が公募によることが適当でないと認める施設等については、公募によらないことができる。

- (1) 募集については、市ホームページ等により広く募集するものとする。
- (2) 命名権料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、対象施設ごとの募集要項に定める。

(応募資格)

第9条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当しない事業者とする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反した事業者
- (2) 市から指名停止措置等を受けている事業者
- (3) 市税等(国税、県税を含む。以下同じ。)を滞納している事業者
- (4) 熊谷市暴力団排除条例(平成25年条例第28号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益につながる活動を行うもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する事業等を営むもの
- (6) 消費者金融に係る事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている事業者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている事業者
- (9) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産の申立てがなされている事業者
- (10) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある事業者
- (11) その他市長が適当でないと認める事業者

(応募申請)

第10条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者(以下「応募者」という。)は、ネーミングライツ事業応募申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書(様式第2号)
- (2) 地域貢献等の実績及び今後の計画
- (3) 応募者の概要を記載した書類
- (4) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (5) 法人の登記事項証明書
- (6) 法人等の代表者印の印鑑証明書
- (7) 最新の事業計画書
- (8) 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告

書

- (9) 直近の市税等の納税証明書
- (10) その他市長が必要と認めるもの  
(審査及び優先交渉権者の決定等)

第11条 市長は、前条の規定により応募申請があったときは、熊谷市広告掲載要綱に基づく熊谷市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査の上、優先して市と交渉する権利を有する者（以下「優先交渉権者」という。）を決定するものとする。

- 2 対象施設が指定管理者制度導入施設の場合、当該施設を管理する指定管理者がネーミングライツ事業に応募したときは、当該指定管理者を優先交渉権者として決定できるものとする。
- 3 契約期間満了後の対象施設について、優先交渉権者を決定しようとする場合には、現行の愛称使用の実績等を勘案して優先交渉権者を決定することができるものとする。ただし、前項の規定による場合は、この限りではない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により優先交渉権者を決定したときは、ネーミングライツ事業審査結果通知書（様式第3号）により応募した事業者へ通知し、当該優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。
- 5 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

（契約）

第12条 市長は、前条第4項又は第5項の規定による協議が整った場合は、その事業者をネーミングライツパートナーとして契約を締結するものとする。

（費用負担区分）

第13条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、市は市ホームページへの掲載及び市広報等の発行に要する費用を負担するものとし、ネーミングライツパートナーは看板及び標識等（以下「看板等」という。）の設置に要する費用をそれぞれ負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長及びネーミングライツパートナーは、協議により、同項に規定する費用の負担区分を変更することができるものとする。
- 3 契約の期間の満了又は当該契約の解除に伴う施設等の原状回復に要する経費は、ネーミングライツパートナーがその費用を負担するものとする。

(命名権料の納入)

第14条 ネーミングライツパートナーは、熊谷市会計事務規則（平成17年規則第61号）に定める納入通知書により、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(熊谷市屋外広告物条例の遵守)

第15条 対象施設及び施設案内看板等への愛称の表示については、熊谷市屋外広告物条例（平成30年条例第53号）の規定を遵守しなければならない。

(愛称変更の禁止)

第16条 命名権を付与する期間内における愛称は、変更することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(契約解除の申出)

第17条 ネーミングライツパートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

(契約の解除)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツパートナーが、法令、条例、規則若しくはこの要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、契約解除通知書（様式第5号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合、第14条の規定により既に納入された

命名権料については、返還しない。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除した時は、納入済みの命名権料の全部又は一部を返還することができる。

- 4 前項に規定する命名権料の返還については、当該年度に納入された命名権料から、契約を解除する日の属する月までの命名権料（当該年度に納入された命名権料を12で除した額に契約解除を行うまでの月数を乗じて得た額。ただし、年度途中から命名権を使用する場合においては、当該年度に納入された命名権料を契約開始月から年度末までの月数で除した額に契約開始から契約解除を行うまでの月数を乗じて得た額とする。）を差し引いて返還するものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和5年1月20日市長決裁）から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。